

## 子育て未来支援金について(Q&A)

Q.申請には、何が必要ですか？

A.東北町子育て未来支援金給付申請書兼請求書(様式第1号)の提出が必要です。また、振込先を確認するため、通帳をご持参下さい。(※通帳は写しで構いません。)

また、対象児童以外に別居している子がいる場合等は、生計同一状況申立書(様式第2号)の提出が必要です。(※町が保有する公簿等だけでは、給付の要件を確認できない場合は、さらに個別に追加提出書類等を求める場合もあります。)

Q.どこに申請すればいいですか？

A.福祉課 児童福祉係(東北町役場本庁舎内)もしくは東北支所 総合窓口(東北町コミュニティセンター未来館内)で受付しております。郵送による申請も可としますが、電話番号の記載を忘れずをお願いします。

Q.保護者が夫婦の場合は、どちらが受給できますか？

A.夫婦の場合、ともに対象児童と同居していれば、原則として父母どちらが申請者となっても構いません。ただし、どちらか一方でしか受給できないため、どちらが申請者となるかは当事者間で決めて下さい。仮に双方から申請があった場合は、給付決定までにどちらかの取り下げがない限り、先に申請した方を有効とします。また、申請者と振込先の名義は同一にして下さい。

Q.夫婦が別居している場合は、どうなりますか？

A.原則として子と同居している保護者が申請者となります。また、町への滞納状況等は夫婦ともに審査対象となります。

Q.支援金の振込時期はいつ頃になりますか？

A.申請を受理してから審査するため、振込までおよそ1ヶ月程度かかります。ただし、東北町が保有する公簿等のみで給付要件を確認できない場合は、さらに確認に時間がかかるため、審査が完了し次第の振込となります。

また、給付決定時の通知を希望する方には、振込予定日が記載された決定通知を郵送するため、そちらをご確認下さい。

Q.いつから申請ができますか？

A.給付事由が発生してから申請できます。

出生時は、対象児童の出生届の届出が完了してから、小学校入学時・中学校入学時は、対象児童の入学が完了してからとなります。申請期限は、1年経過による給付除外となるまでになります。ただし入学時は起算日が入学の属する月の初日から1年以内のため、ご注意下さい。

Q.多胎児(双子等)についてはどうなりますか？

A.双子や三つ子等の多胎児についても、生まれてきた順番でそれぞれ数えます。

(例:双子の出生の場合の考え方 ×双子ともに第1子として出生 ⇒ ○第1子と第2子が同日に出生)

Q.第何子かはどうやって数えますか？

A.原則として保護者が現に監護し、生計を同じくする児童の数で数えます。また、成人年齢に到達している子がいる場合、その子の最後の親権者(あるいは監護者)となった保護者が、生計を同じくしていた場合も子の数に含めて数えるものとします。

また、養子縁組によって子となった児童についても、生計を同じくしている場合は含んで数えるものとします。

その他、個別のケースで疑義が生じたときは、詳細を伺い、個別に判断します。

Q.入学時とはいつを指しますか？

A.入学時とは、対象児童が小学校・中学校に初めて入学するときを指します。(※転校や転学は含みません。)